

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月18日
【報告者の名称】	シーシーエス株式会社
【報告者の所在地】	京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	075-415-8280
【事務連絡者氏名】	経営戦略グループマネージャー 梶原 慶枝
【縦覧に供する場所】	シーシーエス株式会社 (京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ピースヴィラ・エルピー、ハッピーコースト・エルピー、カームシー・エルピー及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bを総称して、又は個別にいいます。また、これらの者を総称して「公開買付者ら」といいます。
- (注2) 本書中の「当社」とは、シーシーエス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- (注9) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 / 1 ピースヴィラ・エルピー (Peace Villa, L.P.)

所在地 英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービスズ・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)

名称 / 2 ハッピーコースト・エルピー (Happy Coast, L.P.)

所在地 英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービスズ・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)

名称 / 3 カームシー・エルピー (Calm Sea, L.P.)

所在地 英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービスズ・ケイマンリミテッド気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)

名称 / 4 フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B

所在地 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年10月17日の取締役会において、公開買付者らによる当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明することを決議いたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

公開買付者らによれば、公開買付者らは、当社への投資を事業目的として平成24年に設立された英国領ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ（ピースヴィラ・エルピー、ハッピーコースト・エルピー及びカームシー・エルピー）並びに日本国法に基づく民法上の任意組合（フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B）であるとのことです。

なお、公開買付者らによれば、公開買付者らは、当社の既存株主である、プレザント・バレー（Pleasant Valley：アイルランド会社法（Companies Acts 1963-2012）に基づく非公開無限責任会社（private unlimited liability company））、ヒルクレスト・エルピー（Hillcrest, L.P.：ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ）、クリアスカイ・エルピー（Clear Sky, L.P.：ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ）及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号（日本国法に基づく民法上の任意組合、以下、プレザント・バレー、ヒルクレスト・エルピー、クリアスカイ・エルピー及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号を総称して「本件関連投資家ら」といいます。）並びにそれぞれの無限責任組合員により、本公開買付けの実施を目的として新たに組成されたとのことです。公開買付者らと本件関連投資家らとの関係は以下のとおりであるとのことです。

- ・ ピースヴィラ・エルピー：プレザント・バレーの親会社であるプレザント・バレー・コー・エルティエディー（Pleasant Valley Co., Ltd）を無限責任組合員とし、プレザント・バレーを有限責任組合員とする英国領ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ
- ・ ハッピーコースト・エルピー：ヒルクレスト・エルピーと無限責任組合員（ヒルクレスト・パートナーズ・エルピー：Hillcrest Partners, L.P.）を共通にし、ヒルクレスト・エルピーを有限責任組合員とする英国領ケイマン

#### 諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ

- ・ カームシー・エルピー：クリアスカイ・エルピーと無限責任組合員（クリアスカイ・パートナーズ・エルピー：Clear Sky Partners, L.P.）を共通にし、クリアスカイ・エルピーを有限責任組合員とする英国領ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ
- ・ フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B：フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号と無限責任組合員（株式会社フラッグシップアセットマネジメント）を共通にする日本国法に基づく民法上の任意組合

公開買付者らによれば、公開買付者ら（但し、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号Bを除きます。）及び本件関連投資家ら（但し、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号を除きます。）は、いずれも、株式会社アドバンテッジアドバイザーズ（以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。）から、上場有価証券等への投資戦略の立案、投資対象の選定に関するアドバイス及び投資実行後における投資先企業の企業価値向上のためのコンサルティングなどのサービス提供（以下「投資サービス提供」といいます。）を受けているとのことです。アドバンテッジアドバイザーズはアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合の100%子会社であり、上場有価証券への少数持分投資を目的とする投資ファンドに対し、投資サービス提供を行う助言会社として平成19年10月に設立されたとのことです。

公開買付者らによれば、公開買付者らは、アドバンテッジアドバイザーズのアドバイスを元に、平成24年4月に健康上の理由から当社の取締役兼代表執行役会長を辞任した、当社の創業者兼筆頭株主である米田賢治氏（以下「米田氏」といいます。）が保有する当社普通株式（平成24年10月17日現在6,670株、当社A種優先株式に係る取得請求権の行使（以下、かかる取得請求権の行使を「転換」といいます。なお、平成24年10月17日現在、当社A種優先株式に係る取得請求権の行使はされておられません。）によって発行される普通株式（6,397株）も含めた場合における当社の発行済株式総数（平成24年4月30日現在20,690株、転換含め27,087株）に対する株式保有割合（以下「完全希薄化後持分」といい、その計算において小数点第三位を四捨五入しております。）：24.62%）のうち4,000株（以下「本応募予定株式」といいます。完全希薄化後持分：14.77%）を取得することを主たる目的として、本公開買付けを共同で実施することとしたとのことです。

後記「本公開買付けの目的及び背景」に記載のとおり、米田氏は、創業以降、代表者として当社の企業成長を強力なリーダーシップで牽引してきましたが、平成24年4月に、健康上の理由から、当社の取締役兼代表執行役会長を辞任しております。公開買付者らによると、米田氏は、辞任に伴い、その保有する当社普通株式のうち本応募予定株式である4,000株の売却を希望しており、平成24年7月以降、本件関連投資家らを含む複数の候補者との間で売却に係る協議を行った結果、最終的に、本公開買付けにより公開買付者らに対して本応募予定株式を売却する意向を固めたとのことです。但し、本応募予定株式には、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）が当社の子会社である株式会社フェアリープラントテクノロジー（以下「フェアリープラントテクノロジー」といいます。）に対して有する貸付金債権等を被担保債権とする質権が設定されていることから、公開買付者らは、本公開買付け実施に際し、平成24年10月17日付で、日本政策投資銀行との間で、日本政策投資銀行が本応募予定株式に係る担保権を実行した上で本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しているとのことです。なお、当該担保権の実行日に関し、本応募契約に特段の定めはないとのことです。日本政策投資銀行によれば、本公開買付けの日程に鑑み、平成24年10月30日頃までに実行する予定であるとのことです。また、本応募契約に先立ち、本応募予定株式に係る担保権実行のために、当社は、日本政策投資銀行及び米田氏との間で、株式質権の実行に関する合意書を締結しております。

なお、前記のとおり、本応募予定株式（4,000株）は米田氏が平成24年10月17日現在保有する当社普通株式の一部であることから、本公開買付けが成立した場合でも米田氏は引き続き当社普通株式（2,670株、完全希薄化後持分：9.86%）を保有することになりますが、公開買付者らによれば、本書提出日現在、公開買付者らは、当該株式の保有又は処分について、米田氏と協議を行っておらず、また、米田氏から特段の説明も受けていないとのことです。

公開買付者らによれば、本公開買付けは、米田氏が売却の意向を有している本応募予定株式（4,000株）を取得することを主たる目的とするものであることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募予定株式の数と同数である4,000株としており、応募株券等の数の合計が4,000株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。また、公開買付者らによれば、公開買付者らは、米田氏以外の当社の株主による売却機会を確保するため、買付予定数の上限を、4,500株（完全希薄化後持分：16.61%）としており、応募株券等の数の合計が4,500株を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

本公開買付けにより買付予定数の下限である4,000株を買付けた場合、公開買付者らは、本件関連投資家らが保有する当社普通株式（6,907株、平成24年10月17日現在においてA種優先株式5,103株を転換した場合に取得する当社普通株式6,397株を含みます。）と合算して当社普通株式10,907株を保有することになりますが、その場合の完全希薄化後持分は40.27%となります。また、買付予定数の上限である4,500株を買付けた場合には、本件関連投資家らが保有する当社普通株式（同上）と合算して当社普通株式11,407株を保有することとなり、その場合の完全希薄化後持分は42.11%となります。

なお、公開買付者らによれば、本公開買付けにおける買付け等の価格（80,000円、以下「公開買付価格」といいます。）は、公開買付者らがアドバンテッジアドバイザーズを通じた米田氏及び日本政策投資銀行との協議の結果決定した価格であり、平成24年10月16日のJASDAQ市場における当社普通株式の終値83,800円に対して4.53%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入、以下、ディスカウントの計算において同じ。）をした金額であるとのことです。

公開買付者らによれば、本公開買付けにおいて各公開買付者が取得する株式数は、下記の算式によって算定される株式数を予定しているとのことです。下記の算式によって算定される株式数において、1株未満の端数が発生した場合には、小数点以下第一位を四捨五入することによって整数となるように公開買付者ら間の協議によって調整するとのことです。

- ・ ピースヴィラ・エルピー：本公開買付けによって取得することとなった株式のうち56.16%
- ・ ハッピーコースト・エルピー：本公開買付けによって取得することとなった株式のうち33.77%
- ・ カームシー・エルピー：本公開買付けによって取得することとなった株式のうち7.95%
- ・ フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B：本公開買付けによって取得することとなった株式のうち2.12%

#### 本公開買付けの目的及び背景

当社は、画像処理用LED照明装置及び制御装置の開発・製造・販売、並びに、顕微鏡光源用、植物育成用、医療用、民生・商業用その他のLED応用照明の開発・製造・販売を事業内容とし、米田氏によって、平成5年10月に京都府京都市において設立されました。その後、当社は、積極的な研究開発による販売製品のラインアップの拡充、海外子会社設立を通じた販売対象地域の拡大を図り、平成16年6月に日本証券業協会に店頭登録、同年12月にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式上場を果たしております。しかしながら、当社は、平成20年12月に植物育成プラント事業に参画することを目的として株式会社フェアリーエンジェル（現株式会社フェアリープラントテクノロジー）を子会社化したものの、当該植物育成プラント事業の損失拡大に伴い、平成21年7月期及び平成22年7月期において二期連続の赤字を計上した結果、平成22年7月期の決算において、「継続企業の前提に関する注記」が記載されることとなりました。かかる状況を踏まえ、当社は、資本増強を目的として、平成23年7月29日に本件関連投資家らを引受先とする第三者割当増資により、A種優先株式5,103株（発行価額：1株につき196,000円）を発行しました（本件関連投資家らがそれぞれ引受けた株式数は、プレゼント・バレー：2,866株、ヒルクレスト・エルピー：1,723株、クリアスカイ・エルピー：406株、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号：108株です。）。また、本件関連投資家らは、同日付で、米田氏から同氏が保有する当社普通株式510株を相対取引により取得しております（本件関連投資家らがそれぞれ譲り受けた株式数は、プレゼント・バレー：286株、ヒルクレスト・エルピー：172株、クリアスカイ・エルピー：41株、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号：11株です。）。

本件関連投資家らが引受けたA種優先株式は無議決権株式であり、その内容として、平成24年7月29日以降から平成29年7月28日までの間、いつでも、A種優先株式を保有する株主がその請求により、法令の定める範囲内において、保有するA種優先株式と引き換えに、当社普通株式を取得することができる取得請求権が定められております。平成24年10月17日現在、本件関連投資家らが保有するA種優先株式5,103株を転換した場合には、本件関連投資家らは、対価として当社普通株式6,397株を取得することとなります（本件関連投資家らがそれぞれ取得する株式数は、プレゼント・バレー：3,593株、ヒルクレスト・エルピー：2,160株、クリアスカイ・エルピー：509株、フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号：135株となります。）。この場合、本件関連投資家らは既に保有している当社普通株式510株と併せて当社普通株式6,907株（完全希薄化後持分：25.50%）を保有することとなります。

当社は、上記第三者割当増資によって払い込まれた資本を原資に、財務体質の改善に加えて、工業用照明事業におけるNo.1戦略、新規事業におけるアライアンス戦略、持続的な成長に向けたインド戦略を骨子とする中期経営計画の実現に向けて、成長投資を実行しており、平成23年7月期の決算において「継続企業の前提に関する注記」は解消し、当社の平成24年9月12日付「平成24年7月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」において、直近の平成24年7月期の通期決算は、連結売上高5,296百万円、営業利益269百万円、当期純損失115百万円を計上しております。

一方、米田氏は創業以降、代表者として当社の企業成長を強力なリーダーシップで牽引して参りましたが、平成24年4月に、健康上の理由から、当社の取締役兼代表執行役会長を辞任しております。米田氏は、辞任に伴い、その保有する当社

普通株式（平成24年10月17日現在6,670株）のうち本応募予定株式である4,000株の売却を希望しており、平成24年7月以降、本件関連投資家らを含む複数の候補者との間で協議を進めてきました。その過程で、米田氏は、当社の継続的な成長のためには、環境変化の激しい昨今の状況に迅速に対応できるよう、当社の強みを十分に理解している既存株主への承継が望ましいと考えるに至り、本件関連投資家らの信頼性及び他の既存株主との親和性を評価し、平成24年7月頃、本件関連投資家らが本応募予定株式の譲渡先として最適であると判断し、当社を通じてその旨をアドバンテッジアドバイザーズに対して表明しました。

アドバンテッジアドバイザーズは、米田氏からの本応募予定株式の売却の意向表明を受け、当社を通じて複数回の協議・交渉を重ねました。その結果、平成24年8月21日に、本件関連投資家らと米田氏の間で、本件関連投資家らがそれぞれ新たに組成する公開買付者らが本応募予定株式を取得することにつき、米田氏との間で当社を通じて基本合意に達しました。その後、本応募予定株式には日本政策投資銀行がフェアリーブランドテクノロジーに対して有する貸付金債権等を被担保債権とする質権が設定されていることから、アドバンテッジアドバイザーズが日本政策投資銀行と公開買付けに際しての当該質権の取扱いについて協議を重ねた結果、日本政策投資銀行が当該質権を実行した上で本公開買付けに応募することとし、公開買付者ら及び日本政策投資銀行は、平成24年10月17日付で本応募契約を締結し、その旨を合意したとのことです。公開買付者らによれば、公開買付価格の決定にあたっては、公開買付者らは、本公開買付けの主たる目的が米田氏が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することであること及び本応募予定株式について日本政策投資銀行を権利者とする質権が設定されていることに鑑み、公開買付価格については、公開買付者らと米田氏及び日本政策投資銀行が合意できる価格をもって決定する方針を採用したとのことです。その上で、公開買付者らは、当社普通株式がJASDAQ市場に上場しており、当社普通株式の取引が金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、米田氏から売却の意向表明があった平成24年7月以降の当社普通株式の市場株価を参照しつつ、米田氏及び日本政策投資銀行との間で複数回にわたり協議・交渉を行った結果、平成24年10月17日、最終的に公開買付価格を1株当たり80,000円とすることを決定したとのことです。

なお、公開買付者らによれば、公開買付者らは公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。公開買付者らによれば、公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成24年10月16日のJASDAQ市場における当社普通株式の終値83,800円に対して4.53%、平成24年10月16日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値88,990円（円未満四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じ。）に対しては10.10%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値84,659円に対して5.50%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値88,421円に対して9.52%のディスカウントを行った価格であるとのことです。また、公開買付価格は本書提出日の前営業日である平成24年10月17日のJASDAQ市場における当社普通株式の終値84,100円に対して4.88%のディスカウントを行った価格であるとのことです。

#### 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けに関する意思決定を行うにあたり、当社のリーガルアドバイザーとして弁護士法人淀屋橋・山上合同を選定し、その法的助言を踏まえつつ、当社の更なる企業価値向上のために本公開買付けを実施すること及び本公開買付けに関する諸条件について、当社の企業価値向上及び少数株主の利益保護の観点から、慎重に協議及び検討を行うことといたしました。

その結果、当社の取締役会は、当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題、アドバンテッジアドバイザーズが投資サービス提供を行う本件関連投資家らのこれまでの既存株主としての信頼性、本件関連投資家らが現在の当社との良好な関係を維持し、今後も中長期的に当社の株主として当社の企業価値向上に資する計画であること、アドバンテッジアドバイザーズがいずれの事業会社グループにも属さない独立系のファンドであること、これまでのアドバンテッジアドバイザーズの当社へのコンサルティング実績等を総合的に勘案した結果、本公開買付けは当社の企業価値向上に資するものであると判断し、平成24年10月17日の当社の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議を、アドバンテッジアドバイザーズの代表取締役を兼務する岩本朗氏を除く取締役全員一致で行いました。

他方、本公開買付けにおける当社普通株式の公開買付価格に関しては、公開買付者らがアドバンテッジアドバイザーズを通じて米田氏及び日本政策投資銀行との間で協議・交渉の結果決定されたものであること、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者らは本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針であること、及び公開買付価格は80,000円であり、平成24年10月16日のJASDAQ市場における当社普通株式の終値83,800円に対して4.53%のディスカウントであることなどから、公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、当社の株主の判断に委ねる旨を決議いたしました。

#### 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けに関連して、公開買付者であるピースヴィラ・エルピーは、平成24年10月17日付で、当社との間で取締役選任に関する合意書を締結し、( )ピースヴィラ・エルピーが取締役候補者1名を推薦する権利を有すること、( )当社は、ピースヴィラ・エルピーが別途推薦する当該取締役候補者を取締役として選任する議案を平成24年11月以降に開

催される最初の当社の株主総会及びその後当該取締役の任期が満了する株主総会（取締役候補がその任期の途中で退任した場合には、退任後初めて開催される株主総会）に上程し、その他必要な手続を行うこと及び（ ）当社は、かかる取締役選任議案が承認されるべく、最大限の努力をすること並びに（ ）ピースヴィラ・エルピーは、ピースヴィラ・エルピーが推薦する社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任していない場合、ピースヴィラ・エルピーが推薦する者1名をオブザーバーとして当社の取締役会に出席させ、意見を述べさせることができ、当社が、かかるオブザーバーが取締役会に出席し、意見を述べるために必要な措置を講じること等につき合意しております（但し、上記のピースヴィラ・エルピー及び当社の権利義務は、平成24年12月31日までに本公開買付けによりピースヴィラ・エルピーが当社の普通株式を取得しなかった場合又はピースヴィラ・エルピーが当社の普通株式を保有しなくなった場合には終了するものとされております。）。

なお、本件関連投資家であるプレザント・バレーは、当社A種優先株式の引受けに際して当社との間で平成23年6月9日付で締結した投資引受契約に基づき、プレザント・バレーが当社の株式を保有しなくなるまでの間、当社の取締役1名を推薦する権利を有しております。従って、本公開買付けが成立した場合、公開買付者ら及び本件関連投資家らは、上記投資引受契約に基づき派遣済みの1名（岩本朗氏）を含め、合計で当社の取締役2名を推薦する権利を有することとなります。

また、本公開買付け後の経営体制については、当社の取締役兼代表執行役社長である各務嘉郎氏及び取締役兼代表執行役専務である松室伸二氏の両名が、当社の企業価値向上のため引き続き当社の取締役兼代表執行役として現職にとどまり経営に関与する予定です。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の疑いを回避する観点から、主として、以下のような本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施いたしました。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして、当社、公開買付者ら及びアドバンテッジアドバイザーズから独立した第三者である弁護士法人淀屋橋・山上合同を選任し、本公開買付けに係る意見表明を決定するに至る意思決定の過程及び方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。当社は、同弁護士法人からの法的助言を踏まえて、当社の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本公開買付け及び買付条件について慎重に検討しました。

利害関係を有しない取締役全員の承認

上述のとおり、当社は、平成24年10月17日の当社取締役会において、当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題、アドバンテッジアドバイザーズが投資サービス提供を行う本件関連投資家らのこれまでの既存株主としての信頼性、本件関連投資家らが現在の当社との良好な関係を維持し、今後も中長期的に当社の株主として当社の企業価値向上に資する計画であること、アドバンテッジアドバイザーズがいずれの事業会社グループにも属さない独立系のファンドであること、これまでのアドバンテッジアドバイザーズの当社へのコンサルティング実績等を総合的に勘案した結果、本公開買付けは当社の企業価値向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議を、岩本朗氏を除く取締役全員一致で行いました。

他方、本公開買付けにおける当社普通株式の公開買付価格に関しては、公開買付者らがアドバンテッジアドバイザーズを通じて米田氏及び日本政策投資銀行との間で協議・交渉の結果決定されたものであること、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者らは本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針であること、及び公開買付価格は80,000円であり、平成24年10月16日のJASDAQ市場における当社普通株式の終値83,800円に対して4.53%のディスカウントであることなどから、公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、当社の株主の判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当該取締役会においては、当社取締役のうち、アドバンテッジアドバイザーズの代表取締役を兼任する岩本朗氏は当該決議の特別利害関係人に該当する可能性があることに鑑み、当社のリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同のアドバイスを受け、利益相反の疑いを回避するため、岩本朗氏以外の取締役全員（社外取締役3名を含みます。）による審議を行い、岩本朗氏を除く取締役全員一致で本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議を行いました。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
各務 嘉朗	取締役	代表執行役社長	34	34
松室 伸二	取締役	代表執行役専務	34	34
安居 幸一郎	取締役	-	9	9
中河 光雄	取締役	-	9	9
酒見 康史	取締役	-	9	9
岩本 朗	取締役	-	-	-
計	-	-	95	95

注1 所有株式数及び議決権数は提出日現在のものです。

注2 所有株式はいずれも普通株式です。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。